



内閣府（防災担当）

地盤に係る住家被害認定の運用見直しについて

【見直しの経緯】

災害による住家被害については、国が技術的助言として示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成21年6月 内閣府（防災担当））等に基づき、市町村が被害程度を認定し、り災証明書を発行している。

一方で、現在の住家被害認定の調査・判定方法については、今回の東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態にそぐわないという指摘があった。

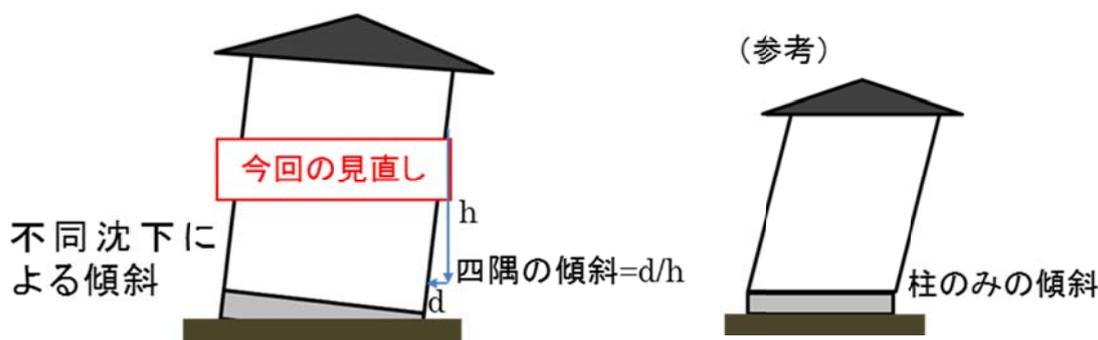
このため、今回の災害における液状化被害等の実態を踏まえながら、学識経験者の意見も伺って住家被害認定の運用を見直した。東日本大震災の液状化等による住家被害についても、本運用を適用予定。

【見直しの主なポイント】

1. 傾斜による判定の追加（基礎と柱が一体的に傾く（不同沈下）の場合）

基礎・床も含めた傾斜の場合は以下により判定

1/20	四隅の傾斜の平均	全壊（従来通り）
1/60	四隅の傾斜の平均 < 1/20	大規模半壊（新規）
1/100	四隅の傾斜の平均 < 1/60	半壊（新規）



1/20 の傾きとは：20cm の垂直高さに対して 1cm の水平方向のずれ。

分母が大きいほど傾きは小さい

1/60：従来から基準値として使われている構造上の支障が生じる値

1/100：医療関係者等にヒアリングを行い設定した居住者が苦痛を感じるとされている値

2. 住家の基礎等の潜り込みによる判定の追加

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況により判定

潜り込み量	被害の程度
床上 1 m まで	全壊
床まで	大規模半壊
基礎の天端下 25 cm まで	半壊



床上 1 m まで：雨が降ると恒常的に床上 1 m まで浸水することから設定

床まで：雨が降ると恒常的に床上浸水することから設定

基礎の天端下 25cm まで：雨が降ると恒常的に床下浸水することから設定

住家の被害認定の仕組み

住家被害認定には、以下の2通りの判定方法がある。

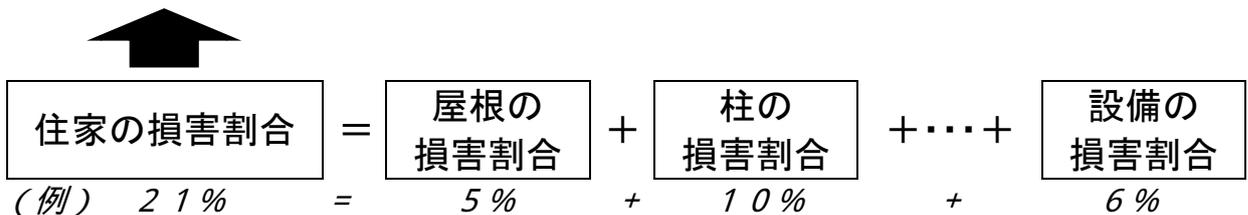
各部位の損害割合を算出して、それを足し合わせて住家全体の損害割合を算出し判定する方法

特定の現象に着目して、個々の部位の損害割合の積み上げをしないで、判定する方法

の方法を採る場合、必要に応じ の方法による判定も行われる。

通常の判定方法（積み上げ算定方式）

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
住家の損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満



< 部位別損害割合の算定 >

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{部位別損害割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{部位の損傷率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{部位別構成比}^* \\ \hline \end{array}$$

* 部位別構成比：一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比（柱：20%、床、基礎、設備：各10%等）

例外的な判定方法

【損害割合 50%以上と判定される例】

- ・ 一見して住家全部が倒壊
- ・ 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ・ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊
- ・ 外壁又は柱の傾斜が 1 / 20 以上